

情報通信基盤整備推進事業

地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島・半島等の「条件不利地域」※を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

<補助率>

1/3（財政力指数が0.3未満の市町村:1/2、離島市町村:2/3）

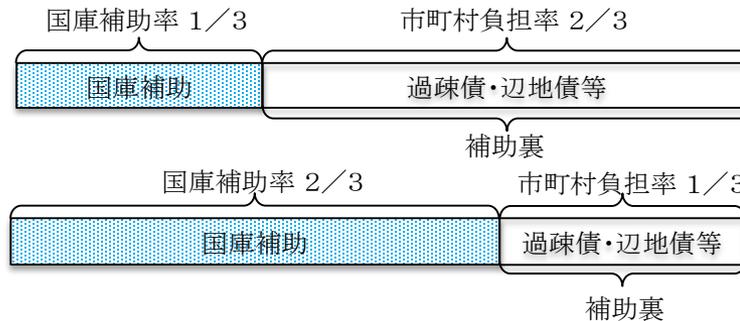
【平成28年度当初予算額】 400百万円

【平成28年度補正予算額】 199百万円

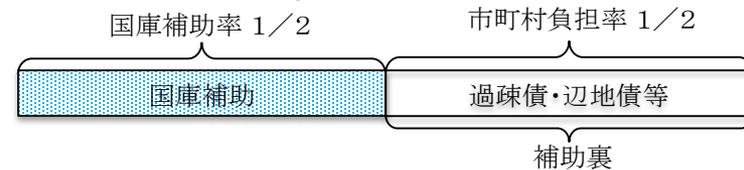
【平成29年度当初予算額】 670百万円

<市町村の実質負担>

【離島以外の場合】 ● 財政力指数0.3以上の場合



● 財政力指数0.3未満の場合



【離島の場合】

※ 過疎債を充当した場合、市町村の実質負担割合は事業費の20%（財政力指数が0.3未満の市町村の場合は15%、離島市町村の場合は10%）。

<イメージ図>

